

第9回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和6年3月13日（水）13時30分から15時00分

2 開催場所 大津市役所別館1階大会議室

3 出席委員（18名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	安井	善次	委員
5番	井上	一夫	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
11番	万木	巳壽	委員
12番	本郷	忠史	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	濱田	博之	委員

4 欠席委員（0名）

5 説明員（1名）農林水産課

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第35号 農用地利用集積計画について

議案第36号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見について

- 議案第37号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見について
- 議案第38号 要綱の改正について
- 議案第39号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
- 報告第40号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について
- 報告第41号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第42号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第44号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について
- 報告第45号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
- 報告第46号 農地の転用事実等に関する照会について
- 報告第47号 広報誌「みどりのこだま」第94号について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9 議事概要

事務局長 第25期第9回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。
最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。先唱につきましては、9番上田雄亮委員をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございました。それでは、ご着席ください。
会議全体の司会進行は副会長の輪番制です。本日は、中部選出の副会長であります石津正嗣委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

委員 議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。
本日、全員出席いただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

会長 < 会長挨拶 >

委員 ありがとうございました。
引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長をお願いしたいと存じます。
それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言に当たっては挙手をし、氏名を述べていただいた上で発言いただきますようお願いいたします。
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。
議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。
大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。
18番 濱田 博之 委員
1番 村田 省三 委員
よろしくお願いいたします。ただいまから議事に入ります。
議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見を伺います。
No.1の北比良につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 本件は、2月29日に譲受人、代理人、推進委員、私の4名で立会いをいたしました。本件申請地は、もともと段差のある5枚の田んぼで、所有者がお亡くなりになって、町外在住の方が相続されてからは約10年不耕作地となっています。資料3ページのとおり、大変荒れている状況ですが、現在はさらにひどく、身長約倍ぐらいあるススキが群生しており、普通の農地への復元は非常に困難な状況で、不法投棄、獣害、防犯上の問題等々が出ており、周辺の住民からも何とかならないかというような話が出ておまして、申請人が、では私がということで立ち上がられ今回の申請になっております。周辺の住民も土地改良区もこの申請には賛同してございます。

5ページの農地復元計画書のとおり、譲受人は本申請地から数十メートル離れたところにお住まいで、造園業も営んでおられることから、農地への復元に必要な機械、重機、それにスキルも持っておられて、副業もされてなく、今後の維持管理にも強い意志をお持ちです。

譲受後ですが、先ほどご説明しましたとおり、申請地がススキの群生地となっておりますので、まず抜根等を行って水路を復元し、土壌改良、整地の後にブルーベリーを栽培する計画をされており、今年度は農地の整備、土壌づくりに専念され、栽培や出荷は来年度になる見込みでございます。

以上のことから、本件申請に問題はなく、農地への復元に絶好の機会、好機と考えますので、ぜひご承認いただきたく存じます。以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.2の大物につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 当案件ですけど、2月24日土曜日に譲受人とそのお父さん、そして私と推進委員と現地確認をさせていただきました。図面の8ページの写真のとおり、一番上の写真で左側にミカンの木が植わっており、ここも譲受人が持つておられる農地です。その隣を今回ご購入ということで、果樹を植えたり、ミカン等を植えたりということで、当案件に対しては別に何ら問題はないかと思っておりますのでご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.3の伊香立南庄町とNo.4の伊香立下在地町につきまして、一括して地元委員よりご意見をお願いします。

委員 まず、No.3から報告させていただきます。伊香立南庄町ですが、写真を見ていただきますと、手前のほうは耕作されている農地で、その下にありません、ちょっと木の生えている、こちらが該当地になります。

3月6日に私と推進委員、そして申請、譲受人の方と3名で立ち会いました。現状、木が生えておりましたが、写真よりもさらに半分ぐらいは既に抜根は済んでいる状況です。譲受人の方から聞きますと、これを一気に抜根する、業者に頼むと200万円ぐらいかかるので、1年かけて自分たちでやったとおっしゃっていました。78歳で高齢ですが、この方は（農業と関わりのない）法人の経営者で、記載のとおり、その方以外に2名の方を応援というか臨時雇用職員の方なのですが手伝っていただけということで人員を確保しておられました。

ちなみに、写真の木の生えている上の農地もこの方が耕作されていて、非常にきれいに草も刈られて管理されておりましたので、今後も引き続き耕作されるのではないかとということで、何ら問題ないと判断いたしました。

続きまして、No.4の伊香立下在地町ですが、こちらは3月6日、私と推進委員、そして譲渡人と3名で立会いを行いました。こちら記載のとおりですが、家族間での名義変更で、写真のとおり、既に畑として使われておりましたし、もう一筆のほうはレモンが植わっておりました。もともと譲受人の方がメインで農地を使用しているということで、その名義が代わるだけということで、こちら問題ないように判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.5の千野3丁目につきまして、地元委員よりご意見を願
いいたします。

委員 今回の農地は、前回もありました千野3丁目です。立ち会いは、私と推進
委員、そして譲受人と代理人として司法書士の〇〇さんという方です。日程
は3月3日です。それから、現場の写真を見ていただきたいのですが、19ペ
ージです。ここは千野3丁目ですが、雄琴学区の中で千野と本千野と、それ
から今千野という集落があり、日吉台の新興住宅からも隣接している今千野
の地域です。戸数としまして十数件で、もう高齢者ばかりの限界集落で、こ
の譲受人は66歳で、まだこの地域では中堅、若い方です。ほかにも農地、特
に水田をされていて、今回の畑についてはかねてからこの地域でもう手放し
たい意向があり、譲渡人から譲受人へ経営拡大ということで今回契約があり
ました。

特に、譲受人については現在もずっと作っておられて問題ないと思いま
す。特に、農機具等につきましては、22ページ、全てトラクターから軽トラ
まで持っておられて、なおかつ重機もある状態です。以上、ご審議のほど
どうかよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.6の太子2丁目、No.7からNo.12の枝2丁目につきまして、
一括して地元委員よりご意見を願います。

委員 まず、6番の太子2丁目の物件ですけれども、譲受人自身は全く新規就農で
すが、10年以上前からお住まいの近くの農地を借りられて畑で作業をされて
いました。ですから、重機も既にお持ちで、トラクター、耕運機、ユンボも
持っていて、ちょうどこのイヨヅの物件のそばに息子さん夫婦がお住まい
で、譲渡人から高齢で手放したいという話を聞かれ、それが縁で今回この売
買によって買われることになりました。重機等、農機具等を全部持っておら
れまして、従来から新規就農したいという意欲があったものですから、この
売買については何ら問題がないかと思われま

す。それから、7番から12番の物件ですが、譲渡人は既に2.5ヘクタールぐら
いの圃場を耕作、主に水稻で、平成初め頃から建設業、不動産業も営んでお
られます。いい年になってきたので相続対策もあり、娘さんが2人という状
況なので、この機会に娘さん夫婦及び孫に財産を分けようという意味で生前
贈与をすることになりました。それぞれ〇〇さんと△△さんというのが娘さ
んですけれども、その家族に全て渡すと。現在もこの2.5ヘクタールにつき
ましては、〇〇さんも△△さんも家族総出で、孫も一緒に耕作しておられま
して、トラクターや田植機などはGPS機能付の新しい大きな機械を入れて
おられます。それから、コンバインや乾燥調整施設もかなり新しいもので、

継続して家族で営農していくというのがはっきり分かりますので、何ら問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 それでは、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 譲受人の年齢は、別に何歳でもいけるのですか。今回15歳とか13歳ならよいのですが、もし5歳や3歳となどというのが出てきてもよいのですか。分からないので教えていただきたいです。

事 務 局 未成年の場合は、親権者の同意があれば申請を受理しても問題ないと考えておまして、それが常識的に考えて4歳、5歳というのは当然審議になるのですが、今回ご年齢的にも、ご本人から聞き取った上でも営農する計画もありますし、これまでキャリアも5年ほどあるということなので妥当かなということで受理させていただきました。以上です。

事務局長 今の話で、未成年に至っては親権者の立会いの下、現場にも行っております。あと、できるかできないかというところが3条においては必要になってきますが、家族みんなで耕作をするというのが基本になっておりますので、申請を受け付けております。以上です。

議 長 ほかに何かご意見はありますか。

委 員 No.3ですが、先ほど〇〇委員も一応訂正等というお話があつて見ていましたら、そのNo.3の中で申請地の写真の次のページにあります耕運機が5台つていうこの数が、これはおかしいのではないですか。5台も。

委 員 5台ということについて、一応本人に確認しましたところ、本当は9台ある。この方は1丁と少しお持ちでやっておられるのですが、全部耕運機でやっています。何か昔ながらのやり方にこだわっているとおっしゃっていました。もちろん9台フル活動すると9人必要ですが、先ほども申し上げたとおり、こちらの方は経営者で、職員総出でやられるそうです。だから、人海戦術で現在もやっているということで、この5台というのは間違いではないです。

委 員 5台とのことですが、水稻をこの耕運機1台、5台でされるのですね。

委 員 はい。収穫期から全てやるとおっしゃっていました。

委 員 ちょっとどうかと思うのですが。

- 委員 田植はちょっとそこまで聞いてなかったです。耕運機は9台ある。
- 委員 私もいまだに耕運機でやっているの、できると思います。丸太のほうを引っ張ったら代かきもできると思います。
- 委員 結構です。
- 議長 ほかにはご意見はありますか。
- 委員 この枝の、何筆もありますが、これは田上土地改良区のエリア内ですか。
- 委員 一部エリア内にあり、一部はエリア外です。一部そのエリア内のものは、実は外しておられます。個人でやりたいので。
- 委員 了解しました。ありがとうございます。
- 委員 一部エリアに入っている部分もあります。
- 委員 一部は含まれるのですね。譲渡人の〇〇さんから譲受人さんっていうのは、その辺はどうですか。
- 委員 譲受人はもう全く身内ばかりですから。
- 委員 全くその土地改良には関係ない気持ちということで。
- 委員 もちろんおじいさんの言うとおりで。
- 委員 分かりました。
- 議長 それでは、ほかに何かご意見ございませんでしょうか。
- (なしの声)
- 議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
それでは、No.1 について賛成の方は挙手をお願いいたします。
- <採 決>
- 議長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.1 は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No. 2 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の来手による許可申請
No. 3 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4 につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No. 4 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 5 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No. 5 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 6 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No. 6 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 7 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No. 7 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 8 について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.8は許可することに決定いたします。
続きまして、No.9について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.9は許可することに決定いたします。
続きまして、No.10について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.10は許可することに決定いたします。
続きまして、No.11について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.11は許可することに決定いたします。
続きまして、No.12について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
No.12は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につ
いてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
去る2月26日に実施しました現地調査は一日立会委員に調査していただき
ましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、
No.1からNo.3までご報告をお願いいたします。
なお、No.4は顛末案件でもあり、一日立会委員の現地調査は実施いただき
ませんでした。
それでは、お願いいたします。

委員 2月29日に立会、1、2、3の地元委員さん、推進委員さんと回っていき
ました。1番について、写真のとおり敷地内で石垣が置かれて、農業用倉庫
がずっとあり、一部畑にされていたところを駐車スペースにするというこ
とで、既に石垣もされており、特に問題はないと思います。

2番について、ちょっと塀がありまして、その三角に小さい畑をされてい
ますが、ゆくゆく庭として利用するということですので、これも特に問題
はないと思いました。

3番につきましては、敷地内に建物が3軒ずつありまして、申請場所は
一番古くなった離れのところが、農地の周りになってたようで、これも
もう既に建っておりますので問題はないと思います。

以上よろしく審議のほうをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いいたします。
No.1の南比良につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 案件については、南比良です。秋に現地確認がありますね。155件あ
つて、そのうちの1件、ここもその場所で、たまたまそのときも持ち主の方
がおられました。もう年なので次の代に引き継ぐように申請する予定であ
るとおっしゃっていました。それが今日審議していただいているところです。
詳しいことは今説明があったとおりでございます。問題はないかと思いま
すので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.2の小野につきまして、地元委員よりご意見をお願いいた
します。

委員 先ほど一日立会委員からご説明ありましたように、既存のまま利用され
るということで、周辺農地につきましても現状のまま利用されるというこ
とで何ら問題ないかと思いますので、審議のほうよろしくをお願いいた
します。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No.3の真野4丁目につきまして、私が地元委員でございます
ので、ご意見を述べさせていただきます。

これも事務局、また一日立会委員からも説明がありましたように、周囲も
石積みで全部囲まれて、体制をきちっとされており、近所に迷惑かかるこ
とはなく、また南側の農地につきましても、水路がありますので、雨水など
で迷惑をかけることもなく、何ら問題ないと思いますので、皆さんご審議
のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、No.4の大將軍2丁目につきまして、地元委員よりご意見をお

願いいたします。

委員 去る2月28日、私と最適化推進委員と、申請代理人の不動産事業者で現地確認をいたしました。顛末案件ということで、過去からずっと駐車場用地としているところを相続の時点で転用ができてなかったということで、今回の申請になったわけです。現地の写真には、1トントラック、乗用車が止まっています。現地に行ったときには砂利敷きがあり、分かるような状態でした。隣接している農地が南側、東側にありますが、そこへの影響はないような状態でしたので、今回の転用に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。
No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

No.4 は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、去る2月26日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について報告をお願いいたします。

委員 昨年もこの現場に行き、26日に確認したところ、大分田んぼのほうも復元されて、落ち着いているように見えました。県道からどんどん入って行って、これが建物だったら立派になると思います。そのときに地元の農業委員と推進委員と一緒に回ったのですが、地元も立派になるということで喜んでいてということを知りました。これはもう公団の仕事ですので、特に問題ないと思います。立派なものになると思います。以上、報告させていただきます。審議のほうよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いいたします。
No.1の大石小田原2丁目、大石小田原町につきまして、地元委員よりご意見ををお願いいたします。

委員 議案第34号、小田原町の申請に関して、〇〇（法人名）が関連工事で、今回の場所を決めるところから工事内容についてまで、地元の代表、関係者と何度も話をされ、地元の意見を基に進めてこられたものであります。また、工事の進め方についても水路や周りの田畑への影響を考えに基づき進めておられるということでしたので、今回の申請に関しては問題ないものと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、お諮りいたします。
No.1につきまして許可することに賛成の方はお願いいたします。

<採 決>

- 議 長 挙手全員により、議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第35号 農用地利用集積計画についてを議題とします。
なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員4名が利害関係人に該当いたしますので、ご退席お願いいたします。
それでは、退席されましたので、農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

- 議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

- 議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

- 議 長 挙手全員により、議案第35号 農用地利用集積計画については原案どおり決定いたします。
これより退室していただきました方にお入りいただきます。

- 議 長 それでは続きまして、議案第36号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見についてを議題といたします。
それでは、農林水産課から計画案の説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

- 議 長 続きまして、事務局からの回答の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

- 議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第36号 農用地利用集積等促進計画の案に関する意見については回答
案のとおりすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第36号農用地利用集積等促進計画の案に関する意見
については回答案のとおり大津市長宛てに回答することに決定いたします。
それでは続きまして、議案第37号 大津農業振興地域整備計画（農用地利
用計画）の変更に関する意見についてを議題といたします。
第25期定例会では、農業振興地域整備計画に関する初の案件となることか
ら所轄課から、農林水産課より制度の説明とその続きの議案の説明を求めま
す。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 続きまして、地元委員からご意見をお願いします。

委 員 このような安易な申請が出ないようにしっかり管理の上、適切に対応して
いただくようお願いいたします。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
今の説明を受け、事務局として何かご意見ございませんでしょうか。

事務局長 事務局としましても今も農林水産課と地元委員からの意見も踏まえまし
て、内容の確認が必要な状況でありますことから、来月以降での継続審議と
してお諮りいただきますようお願いしたいと思います。以上です。

議 長 それでは、来月以降継続審議とすることにいたしたいと考えますが、同意
される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第37号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計
画）の変更に関する意見については継続審議とすることに決定いたします。
ここで農地系の議案の審査を一旦終了いたします。
なお、議案第38号 要綱の改正について、議案第39号 令和6年度最適化
活動の目標の設定等については、農業振興系の案件として後ほ
ど審議いたします。

それでは続きまして、報告案件です。

報告第40号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について、報告第41号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第42号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第44号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について、報告第45号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第46号 農地の転用事実等に関する照会について、以上一括して事務局からの報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等ないようですので、その他の報告に移ります。
それでは、事務局お願いしたいと思います。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 何かご意見、ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、農地系の報告案件は終了いたします。
いったん休憩を挟みます。

議 長 それでは、再開します。農業振興系の議案です。
議案第38号 要綱の改正についてを議題といたします。
事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 それでは、ご意見何か、ご質問ございませんでしょうか。

委 員 3の1、別紙、第2条関係のこの表でいきますと、しきみ一対慶弔関係とありますが、この次のページは弔慰で、これはもうご香典という形ですね。慶のほうは、叙勲とかされた場合の、そういうような意味での交際費になる

のか、ちょっとそこら辺分けて説明していただけたら。慶弔やから。

事務局　　今回、慶弔のほうは現在のほうでこちらはもう全てやめます。その次のページの基準のほうが新しくしたいと思っているほうです、この弔慰という区分については、この新旧対照表の1枚目の今度は右側、改正後案のほうを見ていただきたいんですけども、第2条の(1)弔意、ここにつながるように名称は変えましたので、逆に整理をしたとお考えいただければと思います。

委員　　もう慶はなくなるのですか。

議長　　なくなりました。補足しますとこれまでも弔慰しかなく、慶を外します。2の(1)のところの弔慰で、葬儀費用しか基本、支出していません。別紙の交際支出基準で弔慰だけ設けるという形にしたいと考えております。

議長　　ほかにご意見はありますか。

委員　　要するに今度の改正で、農業委員会と推進委員本人が対象になり、それでそういう不幸が分かったときに市のほうから行かれるのですか。どうされるのですか。

議長　　これまでの多くの例からいきますと、供花がほとんどです。あと行くかどうかということですが。

委員　　例えば私が明日死んでしまったら、私の家に持ってきてくださるということですか。

議長　　葬儀社に発注して、それでお花を供えるということになります。

委員　　すぐ分かるシステムになっているのですか。
というのは、何日も空いてから喪主のところへ連絡取ったりするのかと思って。亡くなってから、例えば1週間、10日となると葬儀は終わっています。その後に行かれるのかなと思って。分かってからしか行けないです。

議長　　基本は、これまでの例というのもなんですけど、事務局には農業委員のみなさんのネットワークで結構早くに情報が得られます。委員のお父さん、お母さんの場合でもかなり早くに情報が来ます。電話番号は存じ上げていますので、ご家族にコンタクトを取り、お伺いを立てて、ぜひという話でしたらということになります。もちろん会長には連絡をしてからとなります。

供花は、農業委員会名でいたします。知れずに後日情報が入った場合でも対応できるように香料としておりますので、その場合は分かり次第、そうい

う対応させていただく形になるかと思えます。以上です。

議 長 ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。
議案第38号 要項の改正については原案どおり改正することに賛成の方は
挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第38号 要項の改正については原案どおり改正する
ことに決定いたします。
続きまして、議案第39号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
を議題といたします。
事務局、説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありませんか。
はい、どうぞ。

委 員 推進委員の方が亡くなられ、2枚目の真ん中辺に書いてる推進委員の人数
の目標24と上がっていますが、これはこのままでよいのですか。

事 務 局 今年度増えれば、定数どおりで、目標でいえば24人ということです。

議 長 ほかに何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
議案第39号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について原案どおりに
決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 全員挙手により、議案第39号 令和6年度最適化活動の目標の設定等につ
いては原案どおり決定いたします。

続きまして、報告案件です。
報告第47号 広報誌「みどりのこだま」第94号について、事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 それでは、何かご質問ございませんでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、それでは事務局からその他報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 それでは、全体を通して何かご質問はございませんでしょうか。
他にないようですので、マイクを司会に返します。

委 員 以上をもちまして第9回の定例総会全ての議案、それから報告案件を終了いたします。

これにて定例総会を閉会といたしますので、皆さんお疲れさまでございました。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（安井 善次 委員） 印

委 員（濱田 博之 委員） 印

委 員（村田 省三 委員） 印